

山梨県スポーツ推進条例 骨子の概要

○前文 スポーツは、心身の健康増進、体力の向上、精神的な充足感をもたらし、地域の一体感を醸成するなど、県民生活や地域社会にとって大きな力となっている。豊かな自然環境に恵まれていること、健康寿命が全国トップレベルの水準にあることといった本県の特性を生かし、県民の誰もが、スポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を味わいながら、健康で豊かな生活を営み、活力ある地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

定義

○定義（第2条）

「スポーツ」 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団により行われる運動競技その他の身体運動。
「スポーツ活動」 スポーツを行い、観覧し、若しくはスポーツを行う者を指導し、又はスポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動。

基本理念

○基本理念（第3条）

- 一 スポーツに親しむ機会の確保
- 二 スポーツを楽しむ環境づくり
- 三 競技水準の向上
- 四 スポーツを通じた地域の活性化

関係者の責務・役割・連携

○県の責務（第4条）

県の責務として、基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施することを規定。

○県民の役割（第5条）

県民の役割として、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会で果たす役割について理解を深め、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めることを規定。

○事業者の役割（第6条）

事業者の役割として、基本理念にのっとり、スポーツが県民生活及び地域社会で果たす役割について理解を深め、従業者のスポーツ活動への参加促進等に努めることを規定。

○スポーツ関係団体及びスポーツ関係者の役割（第7条）

スポーツ関係団体及びスポーツ関係者の役割として、基本理念にのっとり、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めることを規定。

○相互連携（第8条）

県、県民、事業者、スポーツ関係団体及びスポーツ関係者は、スポーツの推進を図るために、相互の連携に努めることを規定。県は、市町村との連携を図ること等を規定。

○目的（第1条） スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もって県民の心身の健全な発達、明るく豊かな県民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

推進計画・施策推進項目等

○推進計画（第9条）

県は、スポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法に規定する地方スポーツ推進計画を策定すること等を規定。

○生涯スポーツの推進（第10条）

県は、全ての県民が、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、スポーツ活動に参加しやすい環境の整備に必要な施策を講ずるよう努めること等を規定。

○子どものスポーツ機会の充実（第11条）

県は、子どもの心身の健全な発達及び学校におけるスポーツ活動の充実を図るため、子どもがスポーツ活動に参加する機会の提供等の施策を講ずるよう努めることを規定。

○障害者のスポーツ活動の推進（第12条）

県は、障害者が障害の種類及び程度に応じ、自主的かつ積極的にスポーツ活動に参加することができるよう必要な施策を講ずるよう努めることを規定。

○競技水準の向上（第13条）

県は、競技水準の向上、スポーツ選手の健康の保持、安全の確保及びドーピングの防止を図るため、スポーツ選手の計画的な育成等の施策を講ずるよう努めることを規定。

○スポーツにおける健全性等の向上（第14条）

県は、スポーツにおける健全性等の向上を図るため、体罰、暴力その他ハラスメント行為の防止のために必要な施策を講ずるよう努めることを規定。

○スポーツ環境の充実（第15条）

県は、スポーツ活動の場の充実を図るため、スポーツ施設の整備及び管理、利用促進のために必要な施策を講ずるよう努めること等を規定。

○スポーツを通じた地域の活性化（第16条）

県は、スポーツを通じて、地域の活性化を図るため、豊かな自然を生かしたスポーツツーリズムの推進等の地域産業の振興に關し必要な施策を講ずるよう努めることを規定。

○顕彰（第17条）

県は、県民のスポーツに対する関心及びスポーツを行う意欲を高めるため、スポーツで特に優秀な成績を収めた者の顕彰等をするよう努めることを規定。

○財政上の措置（第18条）

県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定。